

いじめのない学校づくりにむけて

「いじめ防止対策推進法」をご存じですか

保護者等向け資料

いじめは、心や身体を傷つけ、教育を受ける権利や、人間としての生きる権利を傷つけます。子どもの成長にも害を与え、命が危険になることもあります。このようないじめを防止するために作られました。（平成25年9月施行）



「いじめ」とは…

いじめとは、子ども（児童生徒）が、ある子どもを心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。インターネットによるいじめも、いじめです。（「この程度なら、やられても平気だろう」は、言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめです。）

学校と教職員の責任

学校と教職員は、関係者と協力しながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組み、いじめが起きていることがわかったら、すぐに行動（早期解決）する責任があります。



- ◆ 「富屋特別支援学校 いじめ防止基本方針」
 - ◆ 保護者等向け資料・相談機関一覧
 - ◆ 未然防止、早期発見のための取り組み
- ※ 学校ホームページに掲載しています。

「富屋特別支援学校 いじめ防止基本方針」について

1. 組織的な対応に向けて ※1～4は、基本方針の一部です。

- ①「児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）」を設けて、対応します。
- ②職員研修などを行い、いじめに対応する力を高めます。

2. いじめの未然防止に向けて

- ①子どもたちの道徳心や「いじめを許さない心」を育てます。
- ②職員は人権感覚を磨きます。

3. いじめの早期発見に向けて

- ①子どもたちの話や様子などから、ささいな兆候を見逃さないようにします。
- ②子どもたちや保護者からの相談をしやすくします。

4. いじめの早期解決について

- ①児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）を中心にして、教職員と保護者、関係機関、地域とが連携して取り組みます。
- ②いじめられた子と保護者の立場に立って対応し、いじめた子が繰り返さないように継続して指導します。

児童生徒指導委員

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、小・中・高の学部主事、児童生徒指導部（部長、副部長、教育相談係主任）、特別支援教育コーディネーター
※必要に応じて外部専門家を招集します。

令和6年度の主な取り組み

- ・いじめ防止のポスター等制作
- ・えがお集会での呼びかけ
- ・学校生活アンケート
- ・教育相談（生徒／保護者）
- ・保護者会、ホームページ等による報告や情報発信
- ・「いじめ防止」職員研修

裏面：相談窓口一覧